

太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 24 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

条例第 14 号

太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

太子町福祉医療費助成条例（昭和 48 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 19 号及び第 20 号中「80 万 9 千円」を「82 万 6,500 円」に改める。

第 4 条第 1 項第 1 号イ及びウ中「80 万 9 千円」を「82 万 6,500 円」に改め、同項第 2 号中「同法第 314 条の 7、同法附則第 5 条の 4 第 6 項、同法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項及び同法附則第 7 条の 2 第 4 項の規定による」を「同法附則第 5 条の 4 第 5 項その他の内閣府令・厚生労働省令で定める規定による」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項第 2 号の改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の太子町福祉医療費助成条例の規定は、令和 8 年 7 月 1 日以後に行われた医療に対する福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に対する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。